

令和2年1月24日開会

第708回むつ市教育委員会

## < 目 次 >

議案第1号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例について（中央公民館）

議案第2号 むつ市公民館規則の一部を改正する規則について（中央公民館）

## < 事務局からの報告事項 >

1. 第242回むつ市議会定例会の報告について（総務課）

2. 令和元年度青森県学習状況調査結果の報告（学校教育課） ※別冊



## 議案第 1 号

むつ市公民館条例の一部を改正する条例について

むつ市公民館条例の一部を改正する条例について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和 2 年 1 月 2 4 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

公民館使用料の時間区分の統合等を図るためのものである。

## むつ市公民館条例の一部を改正する条例

むつ市公民館条例（平成17年むつ市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及び設備」を削る。

第16条中「及び設備」を削る。

別表第2の2の表図書室の項を削り、同表中「老人（和）」を「談話室」に改め、同表附属設備の項、暖房料及び燃料費の項及び全日の欄を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

1 2以上の時間区分にわたって使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。

2 使用時間には、準備及び現状回復に要する時間を含むものとする。

別表第2の3の表附属設備の項、暖房料及び燃料費の項及び全日の欄を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

1 2以上の時間区分にわたって使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。

2 使用時間には、準備及び現状回復に要する時間を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、使用料のうちこの条例の施行の日以後の使用の許可に係るものについて適用し、使用料のうち同日前の使用の許可に係るものについては、なお従前の例による。

議案第1号参考資料

むつ市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行																																				
<p>(使用料)</p> <p>第10条 公民館の施設を使用するときは、別表第2に定める使用料を徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 公民館の使用について使用者又はその参集者が公民館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 公民館の施設及び設備を使用するときは、別表第2に定める使用料を徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 公民館の使用について使用者又はその参集者が公民館の施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。</p>																																				
<p>別表第2 (第10条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 川内公民館使用料</p>	<p>別表第2 (第10条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 川内公民館使用料</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用区分</td> <td>午前9時から 正午まで</td> <td>午後1時から 午後5時まで</td> <td>午後6時から 午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>5,690円</td> <td>6,400円</td> <td>7,110円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>1,300円</td> <td>1,410円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	午前	午後	夜間	使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	大集会室	5,690円	6,400円	7,110円	図書室	1,300円	1,410円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用区分</td> <td>午前9時から 正午まで</td> <td>午後1時から 午後5時まで</td> <td>午後6時から 午後10時まで</td> <td>午前9時から 午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>5,690円</td> <td>6,400円</td> <td>7,110円</td> <td>19,210円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>1,300円</td> <td>1,410円</td> <td>1,660円</td> <td>4,380円</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	午前	午後	夜間	全日	使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	大集会室	5,690円	6,400円	7,110円	19,210円	図書室	1,300円	1,410円	1,660円	4,380円
時間区分	午前	午後	夜間																																		
使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで																																		
大集会室	5,690円	6,400円	7,110円																																		
図書室	1,300円	1,410円																																			
時間区分	午前	午後	夜間	全日																																	
使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																	
大集会室	5,690円	6,400円	7,110円	19,210円																																	
図書室	1,300円	1,410円	1,660円	4,380円																																	

談話室	820円	940円	1,300円
和室			
A室	2,480円	3,220円	4,140円
B室	1,660円	2,480円	3,320円
会議室	1,190円	1,300円	1,660円
調理実習室	1,660円	2,480円	3,320円
視聴覚室	1,660円	2,480円	3,320円

備考

- 1 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 大畑公民館使用料

時間 区分 使用 区分	午 前		午 後		夜 間	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで			
集会室	1,810円	2,040円	2,900円			
会議室	600円	840円	1,070円			
調理室	1,070円	1,070円	1,440円			

老人(和)	820円	940円	1,300円	3,070円
和室				
A室	2,480円	3,220円	4,140円	9,970円
B室	1,660円	2,480円	3,320円	7,460円
会議室	1,190円	1,300円	1,660円	4,140円
調理実習室	1,660円	2,480円	3,320円	7,460円
視聴覚室	1,660円	2,480円	3,320円	7,460円
付属設備	教育委員会が定める額			
暖房料及び 燃料費	教育委員会が定める額			

3 大畑公民館使用料

時間 区分 使用 区分	午 前		午 後		夜 間		全 日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで					
集会室	1,810円	2,040円	2,900円	5,430円				
会議室	600円	840円	1,070円	1,810円				
調理室	1,070円	1,070円	1,440円	2,650円				

和室 1	600円	840円	1,070円
和室 2	600円	840円	1,070円
和室 3	600円	840円	1,070円
青少年室	470円	720円	960円
婦人老人室	470円	720円	960円
視聴覚室	960円	1,210円	1,440円

備考

- 1 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

4 (略)

和室 1	600円	840円	1,070円	1,810円
和室 2	600円	840円	1,070円	1,810円
和室 3	600円	840円	1,070円	1,810円
青少年室	470円	720円	960円	1,070円
婦人老人室	470円	720円	960円	1,070円
視聴覚室	960円	1,210円	1,440円	2,420円
<u>付属設備</u>	<u>教育委員会が定める額</u>			
<u>暖房料及び燃料費</u>	<u>教育委員会が定める額</u>			

4 (略)

## 議案第 2 号

むつ市公民館規則の一部を改正する規則について

むつ市公民館規則を改正したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 1 月 2 4 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

施設の附属設備等使用料を廃止するためのものである。

むつ市公民館規則の一部を改正する規則

令和 2 年 1 月      日 公 布  
むつ市教育委員会規則第 1 号

むつ市公民館規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条及び第 1 2 条を削る。

第 1 3 条第 1 項ただし書を削り、同条を第 1 1 条とし、第 1 4 条から第 2 0 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

むつ市公民館使用許可申請書

年 月 日

申請者	住所
	団体名
	氏名
	電話

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館を使用したいので申請します。

使用目的 催物名称			種別	講演、講習、研究、会議、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊、展示会、その他			
参集予定 人員	人		発行券	円 枚 円 枚 招待券 枚			
使用者 責任者	住所		社会教育関係団体の認定		有・無		
	氏名		附属設備等の 使用内訳				
	電話						
使用場所及び 使用料等	月・日	曜日	使用時間	使用場所	使用料 円	開演	終演
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
合 計					開場時間(講堂) 時 分・時 分		

(注)太線内は記入しないでください。

決裁伺 上記により許可してよろしいか。

許可第

号

年 月 日

館長	確認	受付者

様式第2号（第9条関係）

むつ市公民館使用許可書

許可 第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

むつ市教育委員会

年 月 日付けをもって申請のあったむつ市公民館の使用については、次のとおり許可します。

使用目的 催物名称			種 別	講演、講習、研究、会議、映画、演劇、演 芸、音楽、舞踊、展示会、その他			
参集予定 人 員	人		発行券	円 枚	円 枚 招待券 枚		
使 用 者 責 任 者	住所		社会教育関係団体の認定		有・無		
	氏名		附 属 設 備 等 の 使 用 内 訳				
	電話						
使 用 場 所 及 び 使 用 料 等	月・日	曜日	使用時間	使用場所	使用料	開 演	終 演
			～		円	時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
合			計		開場時間(講堂) 時 分・時 分		
許可条件							

様式第5号中「様式第5号（第14条関係）」を「様式第5号（第12条関係）」に改める。

様式第6号中「様式第6号（第14条関係）」を「様式第6号（第12条関係）」に改める。

様式第7号中「様式第7号（第15条関係）」を「様式第7号（第13条関係）」に改める。

様式第8号中「様式第8号（第15条関係）」を「様式第8号（第13条関係）」に改める。

様式第9号中「様式第9号（第16条関係）」を「様式第9号（第14条関係）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規則の施行の日前の使用の許可に係る附属設備の使用料並びに暖房料及び燃料費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

議案第 2 号参考資料

むつ市公民館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改	正	現	行
<p>(使用料の納付)</p> <p><u>第 1 1 条</u> 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければ ならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第 1 2 条</u> (略)</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><u>第 1 3 条</u> (略)</p> <p>(使用許可取消しの届出)</p> <p><u>第 1 4 条</u> (略)</p> <p>(行為の禁止)</p>	<p>(附属設備の使用料)</p> <p><u>第 1 1 条</u> 条例別表第 2 の規程により教育委員会が定める附属設備の使用料 は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(暖房料及び燃料費)</p> <p><u>第 1 2 条</u> 条例別表第 2 の規程により教育委員会が定める暖房料及び燃料費 は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p><u>第 1 3 条</u> 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければ ならない。ただし、附属設備の使用料については、当該使用終了のときまで に、暖房料及び燃料費については、当該使用終了後それぞれ納付することが できるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第 1 4 条</u> (略)</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><u>第 1 5 条</u> (略)</p> <p>(使用許可取消しの届出)</p> <p><u>第 1 6 条</u> (略)</p> <p>(行為の禁止)</p>		

第15条 (略)  
 (職員の立入り)  
 第16条 (略)  
 (報告)  
 第17条 (略)  
 (その他)  
 第18条 (略)

第17条 (略)  
 (職員の立入り)  
 第18条 (略)  
 (報告)  
 第19条 (略)  
 (その他)  
 第20条 (略)

別表第1 (第11条関係)

附属設備使用料

区分	設備名	単位	使用料
川内公民館	16ミリ映写機	1台	740円
	8ミリ映写機	1台	740円
	スライド映写機	1台	420円
	OHP	1台	740円
	ステレオ装置	1台	420円
	拡声装置	1式	740円
	ビデオデッキ	1式	740円
	ワイヤレスアンプ (携帯用)	1式	740円
	テープレコーダー	1台	420円

	ピアノ	1台	1,480円
	テント(6坪)	1張	740円
	金屏風	1双	7,410円
	結婚式用具	1式	2,960円
	展示用パネル	1枚	310円
	レコーダプレーヤー	1台	1,050円
大畑公民館	16ミリ映写機	1台	530円
	OHP	1台	530円
	拡声装置(移動式)	1式	3,240円
	拡声装置(固定式)	1式	1,080円
	ワイヤレスアンプ(携帯用)	1式	530円
	ピアノ	1台	1,080円
脇野沢公民館	16ミリ映写機	1台	630円
	スライド映写機	1台	420円
	テープレコーダー	1式	420円
	アンプマイク	1式	1,050円
	実習用調理台	1台	630円

別表第2(第12条関係)

暖房料及び燃料費

区分		単位	金額
川内公民館	暖房料		実費
	ガス代	ガスメーター による使用量	実費
大畑公民館	暖房料	集会室	1時間 310円
		その他の室	1時間 210円
	ガス代	1回	530円
	水道料	1回	210円
二枚橋地区 公民館 正津川地区 公民館	暖房料	集会室 会議室、研修室1	1時間 210円
		その他の室	1時間 50円
	ガス代	1回	210円
	水道料	1回	50円

様式第1号（第8条関係）

むつ市公民館使用許可申請書

年 月 日

申請者	住所
	団体名
	氏名
	電話

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館を使用したいので申請します。

使用目的 催物名称			種別	講演、講習、研究、会議、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊、展示会、その他			
参集予定 人員	人		発行券	円 枚		円 枚 招待券 枚	
使用者 責任者	住所		社会教育関係団体の認定		有・無		
	氏名		附属設備等の 使用内訳				
	電話						
使用場所及び 使用料等	月・日	曜日	使用時間	使用場所	使用料 円	開演	終演
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
	附属設備等の使用料						時 分
合 計						開場時間(講堂) 時 分・時 分	

(注)太線内は記入しないでください。

決裁伺 上記により許可してよろしいか。

許可第

号

年 月 日

館長	確認	受付者

様式第1号（第8条関係）

## むつ市公民館使用許可申請書

年 月 日

申請者	住所
	団体名
	氏名
	電話

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館を使用したいので申請します。

使用目的 催物名称			種別	講演、講習、研究、会議、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊、展示会、その他			
参集予定 人員	人		発行券	円 枚 円 枚 招待券 枚			
使用者 責任者	住所		社会教育関係団体の認定		有・無		
	氏名		附属設 備等の 使用内 訳				
	電話						
使用場所 及び使用 料等	月・日	曜日	使用時間	使用場所	使用料 円	開演	終演
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
合 計					開場時間(講堂) 時 分・時 分		

(注)太線内は記入しないでください。

決裁伺 上記により許可してよろしいか。

許可第

号

年 月 日

館長	確認	受付者

様式第2号（第9条関係）

むつ市公民館使用許可書

許可 第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

むつ市教育委員会

年 月 日付けをもって申請のあったむつ市公民館の使用については、次のとおり許可します。

使用目的 催物名称			種 別	講演、講習、研究、会議、映画、演劇、演 芸、音楽、舞踊、展示会、その他			
参集予定 人 員			人	発行券	円 枚	円 枚	招待券 枚
使 用 者 責 任 者	住所		社会教育関係団体の認定		有・無		
	氏名		附属設 備等の 使用内 訳				
	電話						
使用場所 及び 使用料 等	月・日	曜日	使用時間	使用場所	使用料 円	開 演 時 分	終 演 時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
	附属設備等の使用料						時 分
合 計					開場時間(講堂) 時 分・時 分		
許可条件							

様式第2号（第9条関係）

むつ市公民館使用許可書

許可 第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

むつ市教育委員会

年 月 日付けをもって申請のあったむつ市公民館の使用については、次のとおり許可します。

使用目的 催物名称			種 別	講演、講習、研究、会議、映画、演劇、演 芸、音楽、舞踊、展示会、その他			
参集予定 人 員	人		発行券	円 枚	円 枚 招待券 枚		
使 用 者 責 任 者	住所		社会教育関係団体の認定		有・無		
	氏名		附 属 設 備 等 の 使 用 内 訳				
	電話						
使用場 所及 び使 用料 等	月・日	曜日	使用時間	使用場所	使用料 円	開 演	終 演
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
			～			時 分	時 分
合			計		開場時間(講堂) 時 分・時 分		
許可条件							

様式第5号 (第14条関係)

むつ市公民館使用料還付申請書

年 月 日

申請者	住所
	団体名
	氏名
	電話

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館使用料の還付を申請します。

理由	
還付申請額	
還付決定額	
添付書類	

(注)太線内は記入しないでください。

決裁伺 上記のとおり還付してよろしいか。

年 月 日

館長	確認	受付者

様式第5号 (第12条関係)

むつ市公民館使用料還付申請書

年 月 日

申請者	住所
	団体名
	氏名
	電話

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館使用料の還付を申請します。

理由	
還付申請額	
還付決定額	
添付書類	

(注)太線内は記入しないでください。

決裁伺 上記のとおり還付してよろしいか。

年 月 日

館長	確認	受付者

様式第6号 (第14条関係)

むつ市公民館使用料還付決定通知書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館使用料の還付を決定したので通知します。

理 由	
還 付 申 請 額	
還 付 決 定 額	
備 考	

様式第6号（第12条関係）

むつ市公民館使用料還付決定通知書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館使用料の還付を決定したので通知します。

理 由	
還 付 申 請 額	
還 付 決 定 額	
備 考	

## 様式第7号（第15条関係）

## むつ市公民館使用料免除申請書

年 月 日

申請者	住 所
	団体名
	氏 名
	電 話

むつ市長

次のとおりむつ市公民館使用料の免除を申請します。

理 由	1 社会教育関係機関、団体等である。 2 公共団体又は公共的団体である。 3 その他( )
免 除 申 請 額	
免 除 決 定 額	
添 付 書 類	

(注)太線内は記入しないでください。

決裁伺 上記のとおり免除してよろしいか。

年 月 日

館 長	確 認	受 付 者

様式第7号 (第13条関係)

むつ市公民館使用料免除申請書

年 月 日

申請者	住 所
	団体名
	氏 名
	電 話

むつ市長

次のとおりむつ市公民館使用料の免除を申請します。

理 由	1 社会教育関係機関、団体等である。 2 公共団体又は公共的団体である。 3 その他( )
免 除 申 請 額	
免 除 決 定 額	
添 付 書 類	

(注)太線内は記入しないでください。

決裁伺 上記のとおり免除してよろしいか。

年 月 日

館 長	確 認	受 付 者

## 様式第8号（第15条関係）

## むつ市公民館使用料免除決定通知書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

むつ市長

次のとおりむつ市公民館使用料の免除を決定したので通知します。

理 由	1 社会教育関係機関、団体等である。 2 公共団体又は公共的団体である。 3 その他( )
免 除 申 請 額	
免 除 決 定 額	
備 考	

## 様式第8号（第13条関係）

## むつ市公民館使用料免除決定通知書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

むつ市長

次のとおりむつ市公民館使用料の免除を決定したので通知します。

理 由	1 社会教育関係機関、団体等である。 2 公共団体又は公共的団体である。 3 その他( )
免 除 申 請 額	
免 除 決 定 額	
備 考	

様式第9号 (第16条関係)

むつ市公民館使用許可取消し届

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
 申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館の使用を取り消したいのでお届けします。

使 用 許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号						
取 消 し の 理 由							
備考							
(注)許可書を添付してください。							
決裁伺 上記により承認してよろしいか。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">館 長</td> <td style="padding: 5px;">確 認</td> <td style="padding: 5px;">受 付 者</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>		館 長	確 認	受 付 者			
館 長	確 認	受 付 者					

様式第9号（第14条関係）

むつ市公民館使用許可取消し届

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
 申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

むつ市教育委員会

次のとおりむつ市公民館の使用を取り消したいのでお届けします。

使 用 許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号						
取 消 し の 理 由							
備考							
(注)許可書を添付してください。							
決裁伺 上記により承認してよろしいか。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">館 長</td> <td style="padding: 5px;">確 認</td> <td style="padding: 5px;">受 付 者</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>		館 長	確 認	受 付 者			
館 長	確 認	受 付 者					

1. 一般質問 12月6日（金）～12月10日（火）

質問者 6番 佐藤 広政 議員

質問事項：1. 小学校部活動の移行について

- (1) 小学校部活動の移行状況について
- (2) 児童のスポーツ少年団等の活動状況を学校でどの程度把握して、連携をどのようにとっているのか
- (3) 教育委員会及び学校の支援体制と、保護者の負担状況は
- (4) 移行後、教員の多忙化は解消しているのか

【答弁概略】

(1) 小学校部活動の移行状況について

運動部について、運動部のあった13校のうち、スポーツ少年団に移行したのが8校、移行を予定しているのが3校、児童数の減少により部活動を廃止し、学区内のスポーツ少年団に参加したのが2校となっている。

文化部の存続の状況については、文化部があった5校のうち、学校の部活動から地域のクラブに移行したのが2校、部活動として継続しているのが1校、地域の指導者を得て同好会として活動をしているのが1校、廃止したのが1校となっている。

また、地域クラブの一つとして、今年6月に、下北ジュニアウインドオーケストラが結成され活動を始めたところであり、現在50名を超える児童が参加していると伺っている。

(2) 児童のスポーツ少年団等の活動状況を学校でどの程度把握して、連携をどのようにとっているのか

各学校においては、定期的に児童の加入状況を把握するとともに、学校施設の開放や管理面での協力、生徒指導上の相談を行う等、家庭や地域、各団体との連携を図っている。

(3) 教育委員会及び学校の支援体制と、保護者の負担状況は

平成29年度から、むつ市教育委員会、むつ市校長会、むつ市連合PTA、むつ市スポーツ少年団本部等で構成する「むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会」を組織し、「むつ市小学生スポーツ活動の指針」を作成して保護者への配付を行ったほか、アンケート調査により要望等を把握するなど、保護者、地域、諸団体と学校との協力体制を整えている。

来年度は、文化活動も対象とした「むつ市小学生スポーツ・文化活動連絡協議会」により、これまでの指針に文化活動も加え、持続可能な環境づくりを推進していく。

保護者の負担状況については、学校での部活動時には、学校によって遠征費等にPTA会費等から補助があったようである。

遠征費等については、個人負担が原則であると考えるが、市では、「むつ市子ども夢育成基金」等により、上位の大会へ出場する場合は旅費等参加費用の一部について補助を行っている。

#### (4) 移行後、教員の多忙化は解消しているのか

移行後は、これまで部活動の指導を行っていた時間に、児童の個別学習や生徒指導などを行うことが可能となったため、児童と向き合う時間が増えるとともに、翌日の授業の準備をする時間も確保しやすくなり、多忙化の軽減につながっている。

#### 【再質問】

①部活動からの移行で多忙が解消された時間を子供たちの教育に使われているのか検証しているか。また、その他の煩雑な事務処理等々も同時に解消するために教育委員会は指導や支援をしているか。

⇒答弁

詳細な検証については行っていないが、放課後に先生方は、個別に学習指導や生徒指導、学校行事等の準備やテストの丸つけ、保護者への連絡などの様々な学級事務を行っているほか、翌日の授業準備をしており、スポーツ少年団等へ移行した時間を有効に活用しているものと認識している。

実際に校長先生方からは、以前に比べて授業の準備などに時間をとりやすくなったとの声をいただいている。

また、教育委員会では、学校の多忙化解消に関する通知を出し、会議の精選や効率化、行事の練習時間の短縮など各学校の実状に応じた改善を進めている。

#### 質問事項：2. 学校での防災の考え方について

- (1) 各学校での防災訓練の状況、内容について
- (2) 各学校でのハザードマップ等の製作は

#### 【答弁概略】

##### (1) 各学校での防災訓練の状況、内容について

防災教育におきましては、むつ市教育大綱に「安全・防災教育の推進」を掲げており、防災訓練には、市内すべての小中学校で、自然災害を想定した訓練を実施している。

内容としては、地震による津波を想定した高台への避難訓練、地震による火災の発生を想定したグラウンドへの避難訓練、避難先から保護者への引き渡し訓練、及び積雪期における避難経路を確認した訓練など、様々な事象を想定した訓練を行っている。

また、市の防災関係部局等の協力のもと、避難訓練を行う際に、災害に対する講演と避難訓練終了後の講評を実施している学校もある。

## (2) 各学校でのハザードマップ等の製作は

教育委員会では、全ての学校に学区内の危険箇所を記載した防災マップを配布しており、このほか独自のハザードマップを作成している学校は、1校となっている。

### 【再質問】

#### ①「防災教育」として、どのような取組がなされているのか。

⇒答弁

現行の学習指導要領では、小学校の体育において、「身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすること」、中学校の保健体育では「自然災害による障害の防止」や「応急手当」について、その他、道徳、理科、社会、及び防災訓練や防火訓練など、防災教育は様々な教育活動を通じて行われている。

教育委員会としては、学校危機管理マニュアル「子どもの安全確保のために」の中でも、防災教育の徹底を図るよう指導するとともに、教育委員会と校長会の合同会議において、児童生徒の安全面の指導徹底をお願いしている。

#### 質問事項：3. 学校での防犯の取り組みについて

- (1) 学校での防犯活動について、教育委員会での取り組みや実態把握は
- (2) 「こども110番の家」の学校での取り組み状況について

### 【答弁概略】

#### (1) 学校での防犯活動について、教育委員会での取り組みや実態把握は

教育委員会では、各学校の学校安全全体計画等を把握し、各教科における安全学習や学級活動、学校行事を通じた安全指導が、児童生徒や地域の実態を踏まえて計画的に行われているか確認を行っている。

また、大型連休や長期休業の前には、各学校に対し、生徒指導及び安全指導の徹底をお願いしており、各学校では児童生徒に指導するとともに、学校だよりや参観日などを通じて、保護者への啓発にも努めている。

また、実態把握については、毎年5月に、むつ警察署、下北地域県民局、及び市関係部局などによる「通学路の安全点検状況に係る協議会」を開催し、各学校から防災・防犯・交通安全の観点で指摘された、通学路の危険箇所について改善策を協議している。

協議結果については、各関係機関において、可能な限り早急に対応し、通学路の安全確保に努めていただいている。

#### (2) 「こども110番の家」の学校での取り組み状況について

現在、市内小・中学校のブロックごとに合計4校が取り組んでいる。

教育委員会としては、今後とも警察や関係機関の協力を得ながら実態

を把握し、他の自治体における取組事例等の収集に努め、必要に応じて各学校への情報提供を行っていく。

**質問者 14番 原田敏匡 議員**

質問事項：2. 小中学生の課外活動について

- (1) 部活動のスポーツ少年団移行後の課題と今後の支援、文化部の存続状況について
- (2) 中学校の部活動指導員の普及状況と今後の見通しについて

**【答弁概略】**

(1) 部活動のスポーツ少年団移行後の課題と今後の支援、文化部の存続状況について

部活動のスポーツ少年団移行にあたり、今、最も課題となっていることは、指導者の確保であり、現在移行に向けて準備を進めている学校だけでなく、すでに活動している団体でも、今後も持続的に運営していくためには、やはり指導者の継続的な確保が重要な課題となっている。

そのため、市では指導者バンクを設けるとともに、スポーツ少年団の運営や大会の参加に必要な資格を取得するための費用を補助している。

また、文化部の存続の状況については、平成28年度の段階で、文化部があった5校のうち、学校の部活動から地域のクラブに移行したのが2校、部活動として継続しているのが1校、地域の指導者を得て同好会として活動をしているのが1校、廃止したのが1校となっている。

なお、今年6月に、下北ジュニアウインドオーケストラが結成され、地域クラブとして活動を始めたところであり、市としては、活動を主催する下北文化会館に対し、各学校で使用していない楽器を集約し無償で貸付けするなどの支援をしている。

(2) 中学校の部活動指導員の普及状況と今後の見通しについて

市では部活動指導員の配置はまだ行っていないが、現在、県教育委員会が今年の1月に示した「部活動指導員設置要項」をもとに、むつ市校長会や下北地区中学校体育連盟、下北地区中学校文化連盟、むつ市連合PTAなどで構成する「むつ市中学校部活動連絡協議会」を9月に組織し、制度化に向けての準備を進めている

**質問者 4番 富岡直哉 議員**

質問事項：1. 大湊ネブタ祭りについて

- (1) 担い手の育成について

**【答弁概略】**

(1) 担い手の育成について

子ども達への啓蒙活動については、大湊ネブタ祭りの開催時期に合わせ、北の防人大湊式番館と安渡館において、出陣するネブタ絵とその解説、ネブタの衣装や写真、ミニネブタの展示のほか、金魚ネブタ作りの体験活動などを行っている。今後も大湊ネブタ合同運行委員会をはじめ関係者の皆様の御協力を得ながら、大湊ネブタに触れる機会を提供していきたいと考えている。

また、教育委員会が実施している放課後子ども教室推進事業では、大湊小学校子ども教室において、大湊ネブタに関する学習活動が行われ、地域に愛着や誇りを育む取組となっている。

いずれにしても、むつ市総合経営計画にある「文化の充実・文化財の保存活用」に基づき、芸術・文化活動の奨励と振興に努めているところであり、子ども達が地域文化の担い手となり得る継承活動については、地域の皆様の御協力のもと支援していく。

## 【再質問】

### ①弘前市の取組を当市でもできないものか。

⇒答弁

担い手の確保について、大湊ネブタ合同運行委員会が主体となって取り組むべきことであると認識しているが、依頼があれば協力させていただきたいと考えている。

## 質問事項：2. 防災行政について

### (4) 学校における防災教育について

## 【答弁概略】

### (4) 学校における防災教育について

防災教育では、むつ市教育大綱に「安全・防災教育の推進」を掲げており、防災訓練は、市内すべての小中学校で、自然災害を想定した訓練を実施している。

内容としては、地震による津波を想定した高台への避難訓練、地震による火災の発生を想定したグラウンドへの避難訓練、避難先から保護者への引き渡し訓練及び積雪期における避難経路を確認した訓練など、様々な事象を想定した訓練を行っている。

訓練時は、学校の指示に従って避難するが、状況の判断や避難の仕方を学ぶことで、登下校時や家庭における具体的な対応なども、自分で考え、行動できる力を身に付けることを重視し、実施している。

また、学習指導要領では、小学校の体育において、「身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすること」、また、中学校の保健体育において「自然災害による障害の防止」や「応急手当」について指導すること、道徳において「社会連帯の精神」を養うことや、理科における地震や火山の学習など、各教科においても防災の視点を重視した教育が行われている。

## 【再質問】

①子ども向けの防災手帳を作成してはどうか。

⇒答弁

登下校を含め、子ども達の安心・安全な学校生活を保障することは、子ども達の未来を守ることにつながる重要な視点ととらえている。防災手帳など、他市の効果的な実践を参考にしながら、研究していく。

## 質問者 1番 佐藤 武 議員

質問事項：1. 小中学校教職員の長時間労働・多忙化について

- (1) 教職員の長時間労働・多忙化の現状認識について
- (2) 多忙化防止策について
- (3) 長時間労働を客観的に管理する方策について

## 【答弁概略】

(1) 教職員の長時間労働・多忙化の現状認識について

教職員の長時間労働・多忙化についての当市の現状について、平成26年度に県教育委員会が実施した「教職員の勤務実態等に関する調査」の結果によると、以前よりも仕事が忙しくなったと感じる教員が83.3%にのぼった。

教員の平均時間外勤務については、1日あたり2時間23分となっており、これは、県平均とほぼ同程度の結果となっている。

また、最も負担と感じる業務は部活動となっており、部活動指導への負担感が大きいとの結果が出ている。

このほか、学校からは、配慮を要する児童生徒の増加や多様化する保護者からのニーズへの対応等、教職員への負担が増加しているとの声も伺っている。

このようなことから、教職員の長時間労働や多忙化については、現状なかなか改善される状況にないものと認識している。

(2) 多忙化防止策について

平成27年12月に、県教育委員会が設置する多忙化解消検討委員会がまとめた「教職員の多忙化解消に係る報告書」が通知された。

この報告書に基づき、まずは教職員の働き方に対する意識の改革を図ることが必要であるとの認識から、平成28年12月に「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」を策定し、この指針により、各学校において時間外労働の縮減に取り組んでいただいている。

この指針では、教職員が時間外労働を行う場合の時間の目安を、「1日につき2、3時間程度、月45時間を超えない程度」としている。

また、毎週水曜日を「定時退校日」とすることや定時退校日及び週休日のいずれか1日を「ノー部活デー」とすること、管理職による退校の声がけの徹底や完全退校時間を設定すること、所属教職員の時間外労働時間を把握すること等を明示している。

しかしながら、これらを遵守することは容易なことではないと承知しており、教職員の働き方に対する意識改革を図ることを最大の目的として、各学校でそれぞれの実情に応じた取組を教職員一丸となって取り組んでいただいている。

この他、市教育委員会では、小中一貫教育非常勤講師及びスクールサポーターの配置等による、教職員の負担軽減を図っている。

抜本的な多忙化解消策となると、教育委員会の取組のみでは難しいところもあるものの、今後の国や県の動向を注視しながら、教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、多忙化解消に取り組んでいく。

### (3) 長時間労働を客観的に管理する方策について

教職員の勤務実態の把握を目的として、来年度より、県教育委員会が作成する「教職員勤務時間記録簿」を市内すべての小中学校に配布し、教職員の勤務状況の把握に努めてまいりたいと考えている。

#### 【再質問】

##### ①学校における業務量を減らすための今後の取組について。

⇒答弁

教育委員会としては、より良い教育活動及び児童生徒の健全育成のためには、教職員と児童生徒が関わりを持つための十分な時間を確保することが不可欠であると考えている。

引き続き各学校の実情や意見等を伺いながら、実効性のある形での教職員の多忙化解消策に取り組んでまいりたいと考えている。

##### ②教職員の勤務状況の把握及び管理するために、平成26年度に県教育委員会が実施した「教職員の勤務実態等に関する調査」のような調査を市独自で実施してはどうか。

⇒答弁

教職員の勤務状況を適切に把握及び管理することは、多忙化防止策を講じるうえで大変重要なことであると認識している。

しかしながら、新たな調査の実施については、調査票の作成や集計等、調査そのものが教職員の負担増に繋がる恐れがあることから、慎重に検討するべきであるとする。

まずは、来年度より実施する「教職員勤務時間記録簿」により、勤務状況の把握及び管理に努めていく。

#### 質問者 12番 野中貴健 議員

##### 質問事項：2. 子どものインターネット利用について

- (1) むつ市の児童生徒のインターネットの利用率について
- (2) これまでの施策について

### (3) これからの取り組みについて

#### 【答弁概略】

#### (1) むつ市の児童生徒のインターネットの利用率について

教育委員会では、2年に1度、むつ市内小・中学校の全児童生徒を対象に、携帯電話等に関するアンケート調査を実施しており、今年7月の調査では、ゲーム機やタブレット端末を利用してインターネットを利用したことがあると回答した児童生徒の割合は、小学校1年生から4年生までで、約47%、小学校5年生から中学校3年生までで約82%となっている。

#### (2) これまでの施策について

教育委員会では、むつ市学校教育指導の方針と重点において、ネット・携帯電話等に起因する問題行動に対する指導の充実を掲げている。

これまでも、アンケート調査を行うことで実態を把握し、結果を各学校に情報提供するとともに、各学校からの依頼を受け、参観日などで情報モラル教室の開催や、関係機関からの情報モラルに関するリーフレット等を配付し、児童生徒の指導や保護者への啓発活動に努めてきた。

特に、保護者の協力は重要であるとの認識から、いじめ防止月間のリーフレットを活用し、情報モラル教育について特集を組むなどしている。

#### (3) これからの取り組みについて

今年7月に行った携帯電話等に関する調査を、平成29年に行った前回のものと比較すると、携帯電話からスマートフォンへの移行や所持率の上昇、ゲーム機やタブレット端末を介したネット利用の低年齢化の傾向が一層強まっている。

これにより、学校や地域を越えた不特定多数の人とのつながりと、それに起因するネットトラブル、利用時間の増加に伴う健康被害や学習への影響も心配される。

今後も児童生徒や保護者を対象とした「情報モラル教室」の開催、家庭における管理・監督、時宜を得た適切な指導に一層協力が得られるよう、各学校の実態に合わせた情報モラル教育と、児童生徒がネットトラブルの被害者にも加害者にもならないよう、家庭や関係機関と連携した見守り体制の構築を推進していく。

## 2. 議案質疑 12月12日(木)

### 教育委員会関係費

- ・ 議案第107号 指定管理者の指定について(むつ市下北自然の家)  
※質疑なし
  
- ・ 議案第119号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて  
※質疑なし

⇒ 12月20日、原案可決

